

番 号 : 160791

国 名 : モンゴル

担当部署 : 人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名 : 社会保険実施能力強化プロジェクト (研修体系構築及び研修講師養成)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 研修体系構築及び研修講師養成
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年11月中旬から2017年1月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	14日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
 提出期限時刻必着)
 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイ
 ドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >
 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、
 JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかね
 ます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者
 の契約交渉順位を決定し、2016年11月8日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	研修体系構築及び研修講師養成に関する各種業務 社会保険実務に関する上記業務の経験があればな お望ましい。
対象国／類似地域	モンゴル／全世界 (本邦含む。)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モンゴルは、労働・社会保障省が社会保障行政を一元的に所管するとともに、同省の下に設置された医療・社会保険庁（以下、「社会保険庁」）が、実施機関として、5つの社会保険（年金保険、短期給付保険、失業保険、健康保険、労働災害保険）を管轄している。社会保険庁は、21県9区すべてに地方医療・社会保険事務所（以下、「地方事務所」）を有し、すべてのソム（村）に職員を配置する約1500名の職員を抱える組織である（2016年6月末時点）。

モンゴルの年金制度は、1942年の社会保障局の設立、1958年の年金法の成立を経て、明文化された。当初の共産主義体制の下では、労働者は平等に年金制度に加入しており、退職後は一律の年金が支給されていた。

現在は、被用者は強制加入、自営業者や遊牧民等は任意加入とする年金制度が運営されるとともに、1959年12月31日以前に生まれた者と1960年1月1日以降に生まれた者に、異なる年金算定方式が適用されている。このような現在の年金制度の枠組みは、1994年及び1999年の年金制度改革を経て成立したが、制度の移行は十分に進んでおらず、次のような課題が指摘されている。

制度面の課題としては、年金基金の恒常的な赤字の解消、年金給付水準の適正化（所得代替率等の見直し）、老齢保険年金と老齢福祉年金との給付調整、社会保険適用に関する被保険者の保護、年金基金の運用の在り方の検討等が指摘されている。

運営面の課題としては、社会保険庁職員に対する実務に対応した体系的な研修制度の構築及び研修に係る予算の確保、遊牧民等のインフォーマルセクターの加入促進、年金加入者及び受給者の加入記録の整備、労働・社会保障省と社会保険庁との間及び同庁と地方事務所との間の協働体制の構築、ソム（村）の社会保険事務官の徴収に係る活動費の確保、ソム（村）の社会保険事務に係る環境整備、国民向け広報手段の改善等が指摘されている。

上記の課題をふまえ、モンゴル政府は、日本に対して、年金分野を中心とした社会保険セクターにおける関係職員の能力向上等を内容とする技術協力を要請し、JICAは2016年5月から2020年5月までの4年間の予定で、労働・社会保障省及び社会保険庁をカウンターパート（C/P）機関として、技術協力プロジェクト「社会保険実施能力強化プロジェクト」を実施している。

本プロジェクトでは「①社会保険庁及びパイロットサイトにおいて、社会保険事務の改善案の作成・検証、②適用・徴収・給付の実務改善の全国普及に向けたガイドラインの作成、③社会保険庁の適用・徴収・給付の社会保険実務研修システムの構築を行うことにより、モンゴルにおける当該実務の改善に寄与する」ことを目的に、日本の年金制度及び年金実務に関する本邦研修（各年1回程度）や、年金制度（年金数理）に関する現地研修等を実施することとしている。

7. 業務の内容

本業務は、社会保険庁における適用・徴収・給付の社会保険実務研修システムの構築にあたり、同庁及び地方事務所それぞれにおける適切な研修体系構築を検討・助言し、専門知識を組織全体に円滑に共有・伝達するために必要な研修スキルを有する研修講師を同庁及び地方事務所にて養成することを目的とする。本業務従事者による技術指導（関係者との協議及び多数参加者向けの研修セミナーの形式を想定）の対象は、ウランバートル市の社会保険庁及びパイロットサイト（トゥブ県、アルハンガイ県、ウランバートル市内の2つの特別区より2か所程度の予定）の地方事務所（以下、「パイロットサイト事務所」）の研修担当職等が想定されている。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年11月中旬～11月下旬）

- ①プロジェクト関係資料（基礎情報収集・確認調査、詳細計画策定調査、実地調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②JICA本部、JICAモンゴル事務所及び現地派遣中のJICA専門家チーム（TV会議またはメールを想定）より、社会保険庁及びパイロットサイト事務所の既存の研修制度、内容等の説明を受け、現地の最新状況を把握する。
- ③上記情報を踏まえ、現地（社会保険庁及びパイロットサイト事務所）で実施する技術指導の

内容を確定する。

- ④技術指導における講義内容を準備する。
- ⑤社会保険庁及び地方事務所における適用・徴収・給付の社会保険実務研修体系構築に関する助言を検討するための、現地視察（社会保険庁及び地方事務所）時における質問・確認事項を準備する。
- ⑥現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文、英文）に取りまとめ、JICA本部に提出する。

(2) 現地派遣期間（2016年11月下旬～2016年12月上旬）

- ①ワークプランに基づき、JICAモンゴル事務所及び現地派遣中のJICA専門家チームと、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②ワークプランに基づき、C/Pに対し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明する。
- ③社会保険庁及び地方事務所の研修体系の現状及び研修職の現状の能力・スキルについて調査する。
- ④③を踏まえ、社会保険庁及び地方事務所における研修講師養成研修セミナーにおいて、専門知識を組織全体に円滑に共有・伝達するために必要な研修スキルについて講義・指導する。
（※研修講師養成研修セミナーにおいては本業務従事者をメインの講師としますが、他に、C/Pによる発表、現地派遣中のJICA専門家による発表も含む。研修セミナーは2か所程度のパイロットサイト事務所で各1-2日、ウランバートルの社会保険庁で4日程度の実施を予定。国内準備期間中までに詳細な研修セミナースケジュールを確定する予定。）
- ⑤同研修セミナーにおいて質疑応答、追加情報提供依頼等があった場合には対応する。
- ⑥今後、社会保険庁及び地方事務所において適用・徴収・給付の社会保険実務研修体系を構築するにあたり有益となる日本の知見を共有するとともに、助言を行う。
- ⑦現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICAモンゴル事務所に提出する。

(3) 帰国後整理期間（2016年12月中旬～2017年1月上旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文、英文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文3部（JICA人間開発部、JICAモンゴル事務所、現地派遣中のJICA専門家チームへ各1部）、
英文4部（JICA人間開発部、JICAモンゴル事務所、現地派遣中のJICA専門家チーム、C/P機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④今後、社会保険庁及び地方事務所において適用・徴収・給付の社会保険実務研修体系を構築するにあたり有益となる日本の知見及び助言
- ⑤その他

研修で使用した資料等があれば参考資料として添付すること。

和文3部（JICA人間開発部、JICAモンゴル事務所、現地派遣中のJICA専門家チームへ各1部）

(3) 専門家業務完了報告書

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④今後、社会保険庁及び地方事務所において適用・徴収・給付の社会保険実務研修体系を構築するにあたり有益となる日本の知見及び助言
- ⑤プロジェクト実施上での残された課題
- ⑥その他

研修で使用した資料等があれば参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

和文3部（JICA人間開発部、JICAモンゴル事務所、現地派遣中のJICA専門家チームへ各1部）、英文4部（JICA人間開発部、JICAモンゴル事務所、現地派遣中のJICA専門家チーム、C/P機関へ各1部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2016年11月27日～12月10日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトにはJICA専門家（長期専門家3名（チーフアドバイザー、社会保険実務、業務調整））が派遣されています。現地派遣中のJICA専門家との連携・役割分担の方法については、研修セミナーの会場確保等の社会保険庁及び地方事務所との調整はJICA専門家が、研修セミナーの実施は本業務従事者が行う予定です。

③便宜供与内容

JICAモンゴル事務所または/及びC/P機関による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

あり（日・モンゴル語）

オ) 現地日程のアレンジ

あり

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要・プロジェクトニュース等（プロジェクトホームページ）
<http://www.jica.go.jp/project/mongolia/014/index.html>
- ・モンゴル国年金分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2015年1月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019472.html>

②本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム（TEL:03-5226-8352）にて配布します。

- ・詳細計画策定調査報告書

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上